

ID: 1656-1

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課

処分の概要	児童扶養手当の手当の支払の調整		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第31条		
法令番号	昭和36年法律第238号		
<p>【基準】 法第31条の規定による。 (手当の支払の調整)</p> <p>第31条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。第12条第2項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。</p>			
備考	<p>【共通担当部署】 健康福祉部 社会福祉課 健康福祉部 こども未来課 子育て支援係</p>		
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日